

議案第19号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び三朝町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び三朝町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月5日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び三朝町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- （１） 三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年三朝町条例第21号）
- （２） 三朝町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和45年三朝町条例第21号）

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。